委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	○知事 ●市区町	村長等	
2. 都道府県名	茨城県		
3. 市区町村名	牛久市		
4. 届出番号	1		
5. 独自利用事務の事例番号	74-1		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.ushiku.lg.jp/page/dir007205.html		

執行機関名 牛久市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	牛久市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年条例第34号)の規定による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの(小児)
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 牛久市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年条例第34号)による医療福祉 費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童手当法(昭和46年5月27日法律第73号)第1条	牛久市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年12月26日条例第34号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第1項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、 <u>児童を養育している者</u> に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第1条 この条例は、妊産婦、 <u>小児</u> 、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の <u>健康の保持促進を図る</u> ため、その医療費の一部を助成し、これらの者の生活の安定と <u>福祉の向上に寄与すること</u> を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		牛久市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年条例第34号) 牛久市医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和52年規則第12号)